

学 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、神奈川県立柏陽高等学校と称する。

(目 的)

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位 置)

第3条 本校は、横浜市栄区柏陽1番1号に置く。

(課程、学科及び定員)

第4条 本校に、全日制の課程普通科を置き、その生徒の定員は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるところによる。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理

由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで 後 期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く)。

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第6条第1項に定める学年で通算して60日以内とする。

(臨時休業)

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育実施上の特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(振替授業)

第10条 校長は、教育実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日とをそれぞれ相互に振替えることがある。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第11条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動の単位及び授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第12条 本校において使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう。)は、教育委員会が採択したものとする。

(教科書以外の教材)第13条 校長は、必要かつ適切と認める場合は、教科書以外の教科用図書及びその他の教材を使用することがある。

第4章 課程の修了及び卒業の認定(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第14条 校長は、各学年の課程の修了を認定するにあたっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第15条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留置)

第16条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった生徒について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、休学、退学等

(入学資格)

第17条

本校に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) 校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学の許可資格)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願の手続)

第19条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学許可、入学者の選抜)

第 20 条 入学は、校長が許可する。

2 入学志願者に対する選抜は、県教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。

(入学の手続)

第 21 条 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第 22 条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒のあるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第 23 条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出しなければならない。

(留学)

第 24 条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合には、留学を許可することがある。

留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

留学についてのその他の扱いは、校長が別に定める。

(休学、退学)

第 25 条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により休学し、又は退学しようとするときは、保護者等は、休学又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認められる者があるときは、当該生徒に休学を命ずることがある。

休学の期間は学年の終りまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年をこえることはできない。

(復学及び再入学)

第 26 条 休学中の生徒が、休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。中途退学をした生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他の書類を校長に提出しなければならない。

再入学の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第 27 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者等は、その理由を明記して校長に届出なければならない。病気による欠席が引続き 10 日を超える場合においては、医師の診断書の提出を求めることがある。

(出席停止)

第 28 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その生徒に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第 29 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引休暇を願い出たときは、別に定めるところにより、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更)

第 30 条 生徒は、氏名若しくは住所に変更があったときは、すみやかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。保護者等の変更又その氏名若しくは住所に変更があったときについても同様とする。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第 31 条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第 32 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、謹慎、停学、及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者のみに行う。

性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

正当の理由がなく出席常でない者。

学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第7章 授業料等

(授業料等)

第 33 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和 33 年神奈川県条例第3号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第 34 条 本校の職員組織は、校長が別に定める。

第9章 補 則

(補 則)

第 35 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。